

いきいき介護広場

第35号

2011 September
平成23年9月15日



8月20日に行われた芦原メロン苑の夏祭りの様子です。
当日は、あいにくの雨となりましたが、食堂に設けられた特設ステージでは「あしばら太鼓保存会」による太鼓の演奏やよさこいイッチョライなど多彩な催し物が行われ、会場が多くの笑顔であふれていました。



広域連合長就任あいさつ.....	2
議会一般質問.....	3
介護保険料について	4~5
第5期介護保険事業計画策定に着手	6
介護予防講座「うつを予防しましょう」.....	7
広域連合 News	8



会場内では、焼き鳥・焼きそば・たこ焼き等多くの模擬店が出され、にぎやかな夏祭りにいっそう花を添えていました。

広域連合長就任の ごあいさつ

坂井地区介護保険広域連合長

橋本達也



このたび、4月25日付けで坂井地区介護保険広域連合長に再選をいただきました、あわら市長の橋本達也でございます。広域連合長という要職に再任され、その職責の重さに改めて身が引き締まる思いをいたしております。

さて、去る3月11日に発生いたしました東日本大震災は、地震、津波、原子力発電所の深刻な事故に伴い、大変大きな被害をもたらしました。その有形・無形の被害は、被災地のみならず我が国全体に及んでいます。このような状況の中、被災地より当広域連合管内に転入された被保険者の方の救済措置として、今年度の保険料の全額免除を決定いたしました。また、国からは被災された方の介護サービス等の1割負担について、来年2月末まで支払を免除するとの特例措置がなされております。被災地の1日も早い復興をお祈り申し上げるとともに、亡くなられた方、被害に遭われた方に、心よりご冥福とお見舞いを申し上げます。

今や、介護保険制度は、多くの課題を抱えながらも、高齢化社会を迎えるわが国にとって大変重要な制度となっております。こうした中で、介護保険法が一部改正され、高齢者が可能な限り住みなれた地域で自立した生活を営むことができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取り組みが推進されようとしています。今年度は、その実現に向けた第5期介護保険事業計画の策定の年であり、最重要課題と考えております。計画策定にあたりましては、国の制度改正も踏まえまして、当広域連合の高齢者の方の現状や実情を考慮しながら策定して参りたいと考えております。

今後とも、坂井地区の皆さまが、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、誠心誠意務めてまいりたいと考えておりますので、皆さまのご支援とご協力をお願い申し上げます。就任のごあいさつといたします。

第38回広域連合議会定例会

第38回広域連合議会定例会が7月20日(水)にあわらし議場で開催され、平成23年度一般会計補正予算(第1号)などの2議案が原案どおり可決されました。

一般質問(要旨)

永井純一議員「介護保険法改正について」

介護保険法改正後のサービスの中で、要支援1・2の利用者を保険者の判断で地域支援事業に移行してよいという制度見直しについてどのように考えているか。



広域連合長

介護保険法の一部改正により新たに創設される介護予防・日常生活支援総合事業の内容は①事業を導入するか、しないかは保険者の判断による②導入した場合、保険者・地域包括支援センターが、利用者の状態像や意向に応じて、予防給付で対応するのか、新たな総合サービスを利用するのかを判断する③訪問・通所介護、配食、見守りなど、利用者に応じた包括的なケアマネジメントをし、高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスを提供することが可能になるもので、国が考えている利用者像は、要支援と非該当を往来するような高齢者や、虚弱・ひきこもりなど介護保険利用に結び付かない高齢者、または自立や社会参加意欲の高い高齢者を想定している。

この事業の導入にあたっては、第5期事業計画での介護保険外サービス事業等との関係や、あわらし市、坂井市の現状を考慮する必要があるので、今後、事業計画策定委員会、介護保険運営協議会及びあわらし市・坂井市と十分検討していきたい。

畑野麻美子議員「改正介護保険法の問題点と、来年度の介護保険料について」

①介護予防・日常生活支援事業について

事業の導入が、利用者へのサービス低下を招かないか。

②介護職員による医療行為・たんの吸引について

安全性の確認、事故の責任の所在、介護職員の負担増など問題の多い法改正と考えるが、連合長の見解は。

③療養病床についての廃止方針について

廃止の方針の継続について、連合長の見解は。

④第5期の介護保険料について

大幅な保険料の引き上げは、高齢者への負担が大きすぎると考える。基金等の活用により保険料の上昇は抑制可能と考えるが、連合長の見解と、保険料の見直しは。

広域連合長

① 利用者の意向や状態像に応じて、予防給付での対応、または新たな総合サービスの利用を、保険者・地域包括支援センターが判断するもので、利用者の意向は十分考慮されるものとする。この事業は地域全体で高齢者の生活を支える総合的で多様なサービスを提供することが可能である。

事業導入については、今後、事業計画策定委員会、介護保険運営協議会、及びあわらし市・坂井市と十分検討していきたい。

② 現状では、たんの吸引等は医療行為に該当し、医師・看護師のみが実施可能であるが、介護においては、特別養護老人ホームのみ一定の条件のもと、介護職員等による実施が容認されてきた。しかし、法的には不安定で法整備が求められてきたところである。

たんの吸引等は、それを必要とする高齢者にとって、日常生活を営む上で必要不可欠な行為であるので、介護職員等による実施が可能となれば、全ての介護施設で、日常の「医療的ケア」が充実されるものとする。

③ 平成24年度末までに介護施設等へ転換・廃止とされた介護療養病床について、国は、実態調査による結果から、現在の医療療養病床や介護療養病床に入院している患者を退院させず、利用者の実態に即して、医療サービス、または介護サービスを提供することが良いと判断し、これまでの政策方針を維持しつつ、介護療養病床の廃止を6年間延長したものと思われる。

今回の法改正の附帯決議には、介護療養病床の廃止期限の延長については、3年から4年後に実態調査をした上で、その結果に基づき必要な見直しを検討する、とされたことから、今後とも国の動向を注視していきたい。

④ 国の試算では次期介護保険料を5,200円程度と見込んでいる。現在の制度では、介護サービス量が増えれば、保険料も増額となる仕組みである。今後、事業計画策定委員会の中で介護サービス見込量と同時に保険料の検討もお願いしているところである。

県の財政安定化基金は、介護保険料の上昇緩和のため、その一部を県が保険者に交付する予定である。県の財政安定化基金残高は約26億円(22年度末)、そのうち当広域連合の拠出金は約1億2千万円で、交付額については未定である。

◆ 65歳以上のみなさんの保険料 ◆

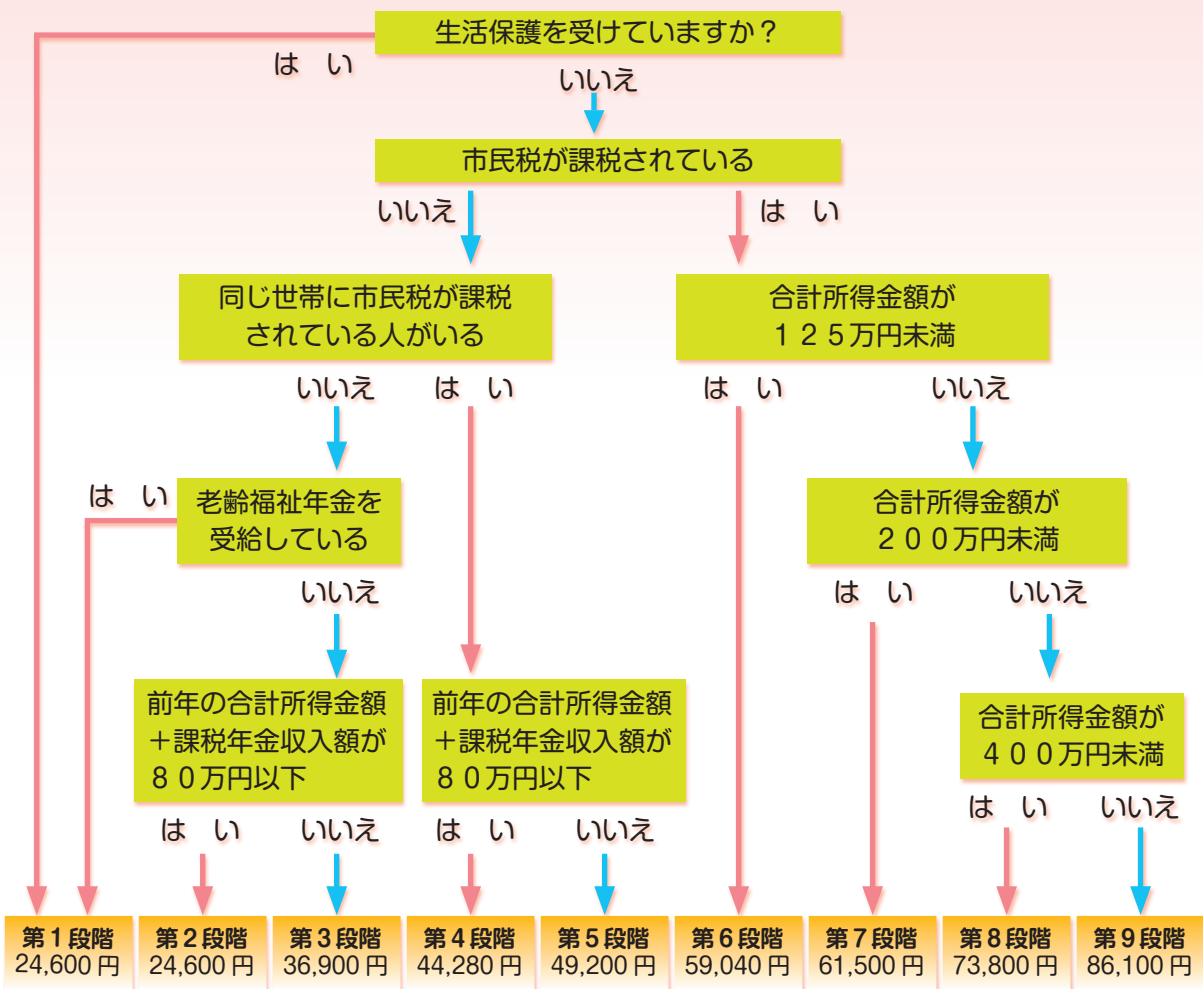
●保険料の決まり方

65歳以上の方の介護保険料は、3年に1度策定される介護保険事業計画における介護サービスの供給量等に基づき、市町村毎に基準の保険料が設定され、被保険者の所得状況等に応じて、決定されます。

平成23年度の保険料は、平成22年分の本人の所得状況と平成23年度の世帯員の住民税の課税状況により、下表のとおり**9段階の保険料**に分かれます。

保険料基準額 49,200円(年額)

あなたは何段階？



※**老齢福祉年金**・・・明治44年4月1日以前に生まれた人などで、一定の所得がない人や、他の年金を受給できない人に支給される年金です。

※**合計所得金額**・・・収入金額から必要経費に相当する金額(収入の種類により計算方法が異なります。)を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

●介護保険料の納め方

老齢年金（退職）・遺族・障害年金の受給額が

年額 18 万円（月額 15,000 円） 以上の方（特別徴収）	年金の支払月（偶数月）に年金より直接保険料を差し引き、納める方法です。
年額 18 万円（月額 15,000 円） 未満の方（普通徴収）	広域連合からお送りする納入通知書により、個別に納めていただきます。 納期は本年 7 月から翌年 2 月までの 8 回となります。

※平成 18 年度より、特別徴収の対象として、遺族年金、障害年金が追加されました。

●年度途中で 65 歳になる方は

65 歳になる月分（誕生日が 1 日の方はその前月分）から介護保険料をご負担いただきます。

65 歳に到達し、すでに年額 18 万円以上の年金を受給されている方は、基本的には翌年度から特別徴収となります。（それまでは普通徴収）

●特別徴収の方でも普通徴収（納付書）で納めることがあります

- ・他の市区町村から転入した場合
- ・収入申告のやり直しなどで、保険料段階が変更になった場合 など

●普通徴収の方は納め忘れのない口座振替が便利です

口座振替にするには、介護保険料口座振替依頼書・保険料の納付書・預金通帳・印鑑（通帳届け出印）をお持ちいただき、広域連合指定の金融機関（納付書記載の金融機関）で手続きを行なって下さい。

「介護保険料口座振替依頼書」は、広域連合にお問い合わせいただくか、各市役所・支所の介護保険担当課でお受け取り下さい。

●保険料を滞納すると保険給付に制限が発生します

特別な事情がなく保険料を滞納すると、滞納期間に応じて次のような措置がとられます。

★1年以上滞納した場合

費用の全額（10割）を**いったん自己負担**し、後で保険給付分（9割分）を広域連合に**請求**することになります。（**償還払い**）

★1年6ヶ月以上滞納した場合

費用の全額を自己負担し、一時的に保険給付の一部、または全部が差し止めになったり、滞納している**保険料と相殺**されることがあります。（**保険給付の差し止め**）

★2年以上滞納した場合（納めるべき保険料が時効となった場合）

自己負担が**1割から3割**に引き上げられることがあります。（**保険給付の減額**）

介護保険は、介護を国民の皆さんで支えあう制度です。そのため、高齢者の方も含め 40 歳以上全ての方に保険料を納めていただいています。介護が必要となったときに安心してサービスを受けられるように、介護保険料は必ず納めましょう。

第5期介護保険事業計画の策定に着手

—策定委員12人に委嘱状—

平成12年にスタートした介護保険制度は、12年目を迎え平成24年度から26年度の第5期介護保険事業計画策定に着手しました。

今回は大幅な制度改正はありませんが、第3期計画において設定した平成26年度の目標にいたる最終段階としての位置づけです。

第5期介護保険事業計画の策定にあたり、第1回の会合を平成23年5月26日(木)に開催し、医療・保健・福祉の関係者、被保険者及び学識経験者など12人の方々に委嘱状を交付いたしました。



委員長に地域包括支援センター運営協議会代表の藤田博明氏、副委員長には坂井市民生委員児童委員協議会連合会代表の西野久美子氏が選出されました。

今後、12月までに介護サービス量等の最終見込み値を取りまとめ、広域連合に答申する予定です。

第5期介護保険事業計画策定委員会委員名簿

(順・敬称略)

氏名	住所	団体等名	備考
ふじた ひろあき 藤田 博明	あわら市	坂井地区介護保険広域連合 地域包括支援センター運営協議会	委員長
まえがわ しげお 前川 重雄	坂井市	坂井地区介護保険広域連合協議会	
おくおら りょうじ 奥村 良二	あわら市	坂井地区医師会	
とくます こういち 徳増 孝一	坂井市	坂井地区歯科医師会	
いとう せいいち 伊藤 聖一	坂井市	坂井地区介護保険広域連合 介護保険運営協議会	
いとう しょうろく 伊東 昭六	あわら市	あわら市 民生委員児童委員協議会連合会	
にしの くみこ 西野 久美子	坂井市	坂井市 民生委員児童委員協議会連合会	副委員長
やぎ みよえ 八木 美代枝	あわら市	住民代表	
ほんだ ふたお 本多 二雄	坂井市	住民代表	
まつうら ちえ 松浦 智恵		福井県坂井健康福祉センター	
ひらた すぐる 平田 豪	あわら市	あわら市社会福祉協議会	
はなぶさ しげなが 花房 繁永	坂井市	坂井市社会福祉協議会	

うつを予防しましょう



うつ予防のポイント

★うつは誰でもなる可能性があります。特に高齢者はうつになりやすい環境にあります。

★うつは自分だけで回復できるものではないので、医療機関で治療を受けることが大切です。

年をとれば、身体的な衰えを感じたり、何らかの病気を患うことも多くなります。社会との交流の機会も減り、家庭内での役割も徐々に減っていきます。

また、配偶者や身近な人を失う経験も多くなります。高齢者に直面しがちなこうした体験がきっかけとなって、うつ状態を強めていくケースが少なくありません。

★「疲れやすい」「意欲がわからない」など、いつもと違う自分に気がいたら、思い切ってペースダウンして、まず自分を休ませてあげましょう。くれぐれも頑張り過ぎないことが肝心です。

- ①つらい気持ちを話してみる。
- ②自分の負担を軽くする。
- ③生活リズムを整える。
- ④十分に休養する。
- ⑤重要な決定はしない。



★身近な人がうつになったときには、こんな態度は避けましょう。

- ①話を途中でさえぎる。
- ②批判や評価をする。
- ③励ましたりしかったりする。
- ④他の人にも勝手に相談する。
- ⑤無理に気晴らしや旅行に誘う。



「心のかぜ」といわれるように誰もがかかると可能性のあるうつですが、放っておいても治ると考えるのは禁物です。苦しい状態を一人で抱え込まず、医療機関で治療を受けることが大切です。

なるほど！住宅改修について

厚生労働大臣が定める居宅介護住宅改修費の支給に係る住宅改修の工事種別は、次のとおりとなっています。

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防もしくは移動または移乗動作に資することを目的として設置するものです。

(2) 段差の解消

具体的には、敷居を低くする工事、スロープを設置する工事、浴室の床のかさ上げ等が想定されます。ただし、昇降機、リフト等、動力により段差を解消する機器を設置する工事は除かれます。

(3) すべりの防止及び移動の円滑化等のための床材の変更

居室においては畳敷きから板製床材やビニル系床材への変更、浴室においてはすべりにくい床材への変更が想定されます。

(4) 引き戸等への扉の取替え

開き戸を引き戸、折り戸、アコーディオンカーテン等に取り替えるといった扉全体の取替えのほか、ドアノブの変更、戸車の設置等も含まれます。

(5) 洋式便器等への便器の取替え

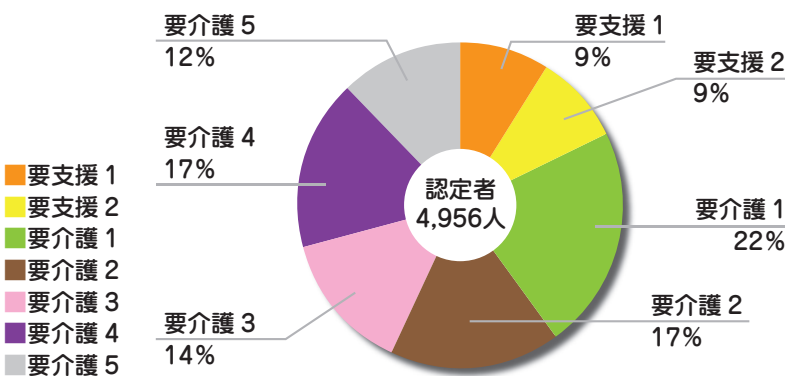
和式便器を洋式便器に取り替える場合が一般的ですが、「腰掛便座」の設置は除かれます。

また、和式便器から暖房便座、洗浄機能が付加されている洋式便器への取替えは含まれますが、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等への付加は含まれません。

★「住宅改修費」の支給を受ける場合には、必ず「保険者への事前申請」が必要になりますので、工事に入る前にはケアマネジャーや地域包括支援センターへ相談するようにしましょう。

要介護認定者数の状況

(平成23年7月末日現在)



	あわら市	坂井市	計
要支援 1	134	289	423
要支援 2	107	334	441
要介護 1	294	821	1,115
要介護 2	219	648	867
要介護 3	195	481	676
要介護 4	234	596	830
要介護 5	162	442	604
計	1,345	3,611	4,956

介護保険料の納期限は

第3期	平成23年	9月26日(月)
第4期		10月25日(火)
第5期		11月25日(金)
第6期		12月26日(月)
第7期	平成24年	1月25日(水)
第8期		2月27日(月)

※納期限までに納めましょう。

(編集後記)

表紙の写真撮影のため、はじめて「芦原メロン苑」におじゃましました。

メロン苑が完成した平成7年当時、私はメロン苑近くの事業所に勤務しており、盛大にメロン苑の完成式典が行なわれたことを、今でも鮮明に覚えています。

あれから16年、今回このような形で訪問することができ、大変うれしく思うのと同時に、大きなご縁を感じられずにはいられませんでした。(紀)